

2018/10/15 No. 8 JR東労組青年部

東日本旅客鉄道労働組合青年部 発行責任者 福田 潤一

青年部員の皆さん! 私にちは「労働協約」によって守られています!

労働協約って何!?

労働協約は、労働組合と使用者(会社)が合意した事項を文書にし、労使双方が署名、または 記名押印したものを言います。これは「労働組合法第 14 条」で定められています。

たとえば、「議事録」「覚書」「確認メモ」等、形式やタイトルはどのようなものであっても、労使双方の署名があれば、労働協約として認められ法的効力を持つことになります。

就業規則以上の労働条件を定める権利を持つのは組合だけ!

労働協約には、組合員の労働条件を決定する効力があります。労働協約がない場合、労働条件は就業規則で定められます。就業規則は、使用者(会社)が作成や変更する権限を持っていますが、労働組合は、就業規則で定められた労働条件を上回る内容を労働協約で結ぶことができます。労働協約の締結を通じて、組合員の労働条件を向上していくことになるのです。

つまり労働協約は、就業規則よりも優先され、労働組合、使用者(会社)の労使双方が守らなければならないとされています。

就業相則 -

労働法規



労働契約

低

【就業規則】(出向命令)

第3条 出向を命ずるにあたっては、出向先の業務内容及び就労条件を明示する。

2 事前通知は、原則として 14 日前までに行う。

【労働協約】(出向命令)

第206条 会社は、出向を命ずるにあたって、組合員 に出向先の業務内容及び就労条件を明示する。

2 出向期間は、原則として3年以内とする。

愛心してく信され! 労働協物以下になることは認効にありきせん!